平成２８年（フ）第１９０７号
名古屋市昭和区山脇町１丁目32番地の12　ホワイトビラ竜ケ池323号
破産者　中森登美子（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１号
名古屋市中村区小鴨町９番地　エランヴィタール４Ａ号
破産者　加藤　勇輝
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１６号
神戸市須磨区東白川台１丁目３番地の10
破産者　三宅　茉莉（旧姓金澤・日置）
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８号
和歌山市宇田森９番地５　ニューかわなが団地４－３－304
破産者　長田　美香
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
和歌山市有本481番地３　あかり苑紀ノ川（居所）大阪府和泉市唐国町四丁目15番48号　阪和いずみ病院内、前住所和歌山市有本531番地８　あかり苑有本
破産者　松尾　啓司
法定代理人成年後見人　上代　浩嗣
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
和歌山市松江北２丁目２番５－415号　ラブリー松江415号、前住所和歌山市和歌浦南３丁目８番12号
破産者　シマ商店こと　嶋　　敏夫
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５２号
和歌山市松江北２丁目２番５－415号　ラブリー松江415号、前住所和歌山市和歌浦南３丁目８番12号
破産者　嶋　　京子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１８号
岡山県倉敷市船穂町船穂39番地８
破産者　川上　邦子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目４番16号コーポエルム２Ｆ３号
破産者　伊勢　充晴
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
北海道紋別郡雄武町字雄武1131番地の15
破産者　舘山　良成
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
山形県南陽市宮内2748番地の９
破産者　樋口　　明
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１１５号
福島県福島市飯坂町平野字原18番地の17
破産者　今野　　豊
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１７３１号
横浜市青葉区鴨志田町818番地29
破産者　佐々木　威
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４２号
神奈川県大和市つきみ野４丁目１番地９　ライフタウンつきみ野Ａ－101、開始決定時の住所神奈川県大和市つきみ野１丁目15番地６－203号
破産者　秋山　進吾
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９４号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目１番地４　グランメールソシアＣ　103
破産者　田村　　喬
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目18番29号ハウス山口Ⅱ－102
破産者　小俣　温子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市三春町５丁目88番地　第２グリーンコーポ202
破産者　宮成　正一
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７９号
神奈川県厚木市下荻野1449番地４　コーポ萩原105、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2671番地の８
破産者　堀内喜美子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部